

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 4 03 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後					改正前						
別表第 3(第 9 条関係)					別表第 3(第 9 条関係)						
(1) 松江海洋センター利用料金の基準額					(1) 松江海洋センター利用料金の基準額						
(ア) 第一体育館及び第二体育館					(ア) 第一体育館及び第二体育館						
利用区分		時間区分	9 時から 19 時 (1 時間につき)	19 時から 21 時 (1 時間につき)	時間外 (1 時間につき)	利用区分		時間区分	9 時から 19 時 (1 時間につき)	19 時から 21 時 (1 時間につき)	時間外 (1 時間につき)
第一体育館	第一利用区	一般・高校生	1,060 円	1,590 円	1,270 円	第一体育館	第一利用区	一般・高校生	810 円	1,220 円	970 円
	第二利用区	中学生以下・高齢者・障がい者	530 円	800 円	640 円	第二体育館	第二利用区	中学生以下・高齢者・障がい者	400 円	610 円	480 円
第三利用区	アマチュアスポーツ以外の催物	7,950 円	11,930 円	9,530 円	第三体育館	第三利用区	アマチュアスポーツ以外の催物	6,110 円	9,160 円	7,330 円	
第二体育館	第一利用区	一般・高校生	760 円	1,120 円	900 円	第二体育館	第一利用区	一般・高校生	580 円	860 円	690 円
第二体育館	第二利用区	中学生以下・高齢者・障がい者	380 円	560 円	450 円	第二体育館	第二利用区	中学生以下・高齢者・障がい者	280 円	420 円	340 円

	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	5,700 円	8,400 円	6,750 円
個人利用者	一般・高齢者	1 時間につき <u>130 円</u>		
利用	高校生以下・障がい者	1 時間につき <u>70 円</u>		

備考 略

(イ) 舟艇

利用区分 \ 時間区分		1 人 30 分につき
個人利用	一般・高校生	<u>260 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>130 円</u>
団体利用	一般・高校生	<u>190 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>100 円</u>

備考 略

(ウ) スポーツ広場

利用区分 \ 時間区分		1 時間につき
占用利用	一般・高校生	<u>1,510 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>760 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>4,530 円</u>

備考 略

(2) 秋鹿なぎさ公園利用料金の基準額

(ア) 研修室

	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	4,340 円	6,520 円	5,220 円
個人利用者	一般・高齢者	1 時間につき <u>100 円</u>		
利用	高校生以下・障がい者	1 時間につき <u>50 円</u>		

備考 略

(イ) 舟艇

利用区分 \ 時間区分		1 人 30 分につき
個人利用	一般・高校生	<u>200 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>100 円</u>
団体利用	一般・高校生	<u>140 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>70 円</u>

備考 略

(ウ) スポーツ広場

利用区分 \ 時間区分		1 時間につき
占用利用	一般・高校生	<u>1,160 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>580 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>3,480 円</u>

備考 略

(2) 秋鹿なぎさ公園利用料金の基準額

(ア) 研修室

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般	<u>540 円</u>
	営利宣伝を目的とした場合	<u>670 円</u>

備考 略

(イ) 舟艇

時間区分		1 人 30 分につき
利用区分		
個人利用	一般・高校生	<u>260 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>130 円</u>
団体利用	一般・高校生	<u>190 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>100 円</u>

備考 略

(ウ) 炊事棟

時間区分		1 回につき
利用区分		
かまど・水栓 1 基		<u>730 円</u>

(3)・(4) 略

(5) サンライフ松江利用料金の基準額

(ア) 体育館

時間区分		9 時から 19 時 (1 時間に つき)	19 時から 22 時 (1 時間に つき)	時間外 (1 時間に つき)
利用区分				
占用 利用	一般・高校 生	<u>670 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>800 円</u>
	中 学 生 以 下 ・ 高 齢	<u>340 円</u>	<u>500 円</u>	<u>400 円</u>

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般	<u>410 円</u>
	営利宣伝を目的とした場合	<u>510 円</u>

備考 略

(イ) 舟艇

時間区分		1 人 30 分につき
利用区分		
個人利用	一般・高校生	<u>200 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>100 円</u>
団体利用	一般・高校生	<u>140 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>70 円</u>

備考 略

(ウ) 炊事棟

時間区分		1 回につき
利用区分		
かまど・水栓 1 基		<u>560 円</u>

(3)・(4) 略

(5) サンライフ松江利用料金の基準額

(ア) 体育館

時間区分		9 時から 19 時 (1 時間に つき)	19 時から 22 時 (1 時間に つき)	時間外 (1 時間に つき)
利用区分				
占用 利用	一般・高校 生	<u>630 円</u>	<u>940 円</u>	<u>750 円</u>
	中 学 生 以 下 ・ 高 齢	<u>310 円</u>	<u>460 円</u>	<u>370 円</u>

	者・障がい者			
	アマチュアスポーツ以外の催物	5,030 円	7,500 円	6,000 円
個人利用者	一般・高齢者	1 時間につき <u>110 円</u>		
利用	高校生以下・障がい者	1 時間につき <u>60 円</u>		

備考 略

(イ) 会議室・研修室・多目的室

利用区分		時間区分	1 時間につき
会議室・研修室（一室単位）	占用利用	一般	<u>440 円</u>
		営利宣伝を目的とした場合	<u>550 円</u>
多目的室	占用利用	一般	<u>830 円</u>
		営利宣伝を目的とした場合	<u>1,030 円</u>

備考 略

(6) 松江市矢田体育館利用料金の基準額

(ア) 体育館

利用区分		時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
占用	略				
利用	アマチュアスポーツ以	略	略	略	略

	者・障がい者			
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	4,730 円	7,090 円	5,680 円
個人利用者	一般・高齢者	1 時間につき <u>100 円</u>		
利用	高校生以下・障がい者	1 時間につき <u>50 円</u>		

備考 略

(イ) 会議室・研修室・多目的室

利用区分		時間区分	1 時間につき
会議室・研修室（一室単位）	占用利用	一般	<u>410 円</u>
		営利宣伝を目的とした場合	<u>510 円</u>
多目的室	占用利用	一般	<u>780 円</u>
		営利宣伝を目的とした場合	<u>970 円</u>

備考 略

(6) 松江市矢田体育館利用料金の基準額

(ア) 体育館

利用区分		時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
占用	略				
利用	アマチュアスポーツ以	略	略	略	略

利 用	外の <u>催物</u>			
略				
備考 略				
(イ) 略				
(7) 略				
(8) 楽山野球場利用料金の基準額				
利用区分		時間区分1時間につき		
		略		
占用利用	略			
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>		略	
備考 略				
(9) 松江市営陸上競技場利用料金の基準額				
(ア) 陸上競技場				
利用区分		時間区分	1 時 間	9時～17時
			につき	時
占 用	略			
利用	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>		略	略
	略			
略				
備考 略				
(イ) 略				
(10) 松江市営補助競技場利用料金の基準額				
(ア) 補助競技場				
利用区分		時間区分	1 時間	9 時～17 時
			に つき	き
補 助	占 一般		<u>1,670</u>	<u>10,660</u>

利 用	外の <u>催しも</u> <u>の</u>			
略				
備考 略				
(イ) 略				
(7) 略				
(8) 楽山野球場利用料金の基準額				
利用区分		時間区分1時間につき		
占用利用	略			
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>		略	
備考 略				
(9) 松江市営陸上競技場利用料金の基準額				
(ア) 陸上競技場				
利用区分		時間区分1 時 間9時～17時		
		につき 時		
占 用	略			
利用	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>		略	略
略				
備考 略				
(イ) 略				
(10) 松江市営補助競技場利用料金の基準額				
(ア) 補助競技場				
利用区分		時間区分1 時間9時～17時		
		に つ 7 時 き		
補 助占	一般		1,340	8,590

競技用 場（フットサルコートを除く。）	利用		円	円
	高校生以下・高齢者・障がい者		840 円	5,330 円
	アマチュアスポーツ以外の催物		5,010 円	31,980 円
	個人利用	一般	90 円	
	個人利用	高校生以下・高齢者・障がい者	50 円	
フットサルコート（1面につき）	占有利用	一般	640 円	4,120 円
	占有利用	高校生以下・高齢者・障がい者	320 円	2,060 円
	占有利用	アマチュアスポーツ以外の催物	1,920 円	12,360 円
	個人利用	一般	50 円	
	個人利用	高校生以下・高齢者・障がい者	30 円	

備考 略

(イ) 談話室

利用区分	時間区分	1 時間につき
占有利用	一般	250 円
占有利用	営利宣伝を目的とした場合	310 円

備考 略

(11) 松江市営野球場利用料金の基準額

(ア) 野球場

利用区分	時間区分	1 時間に9 時～17 時
		つき 時

競技用 場（フットサルコートを除く。）	利用		円	円
	高校生以下・高齢者・障がい者		670 円	4,290 円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		4,030 円	25,780 円
	個人利用	一般	70 円	
	個人利用	高校生以下・高齢者・障がい者	30 円	
フットサルコート（1面につき）	占有利用	一般	510 円	3,320 円
	占有利用	高校生以下・高齢者・障がい者	250 円	1,660 円
	占有利用	アマチュアスポーツ以外の催しもの	1,550 円	9,960 円
	個人利用	一般	40 円	
	個人利用	高校生以下・高齢者・障がい者	20 円	

備考 略

(イ) 談話室

利用区分	時間区分	1 時間につき
占有利用	一般	200 円
占有利用	営利宣伝を目的とした場合	250 円

備考 略

(11) 松江市営野球場利用料金の基準額

(ア) 野球場

利用区分	時間区分	1 時間に
		つき

占	一般	2,910 円	18,580 円
用	<u>高校生</u> 以下・高齢者・	1,460 円	9,290 円
利	障がい者		
用	アマチュアスポーツ以	21,830	
	外の <u>催物</u>	円	

備考 略

(イ) 研修室

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般	<u>410 円</u>
	営利宣伝を目的とした場合	<u>510 円</u>

備考 略

(12) 松江市営庭球場利用料金の基準額

(ア) テニスコート

時間区分		1 時間につ	9 時～17
利用区分		き(1 面に	時(1 面に
		つき)	つき)
占 用	一般	<u>640 円</u>	<u>3,640 円</u>
	<u>高校生</u> 以下・高齢	<u>320 円</u>	<u>1,820 円</u>
利用	者・障がい者		
個 人	一般	<u>190 円</u>	
	<u>高校生</u> 以下・高齢	<u>130 円</u>	
	者		
利用	障がい者	<u>90 円</u>	

備考 略

(イ) 西庭球場会議室及び東庭球場会議室

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占 用	一般	<u>360 円</u>

占	一般・ <u>高校生</u>	2,340 円
用	<u>中学生</u> 以下・高齢者・	1,170 円
利	障がい者	
用	アマチュアスポーツ以	19,440
	外の <u>催しもの</u>	円

備考 略

(イ) 研修室

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般	<u>330 円</u>
	営利宣伝を目的とした場合	<u>410 円</u>

備考 略

(12) 松江市営庭球場利用料金の基準額

(ア) テニスコート

時間区分		1 時間につ	9 時～17
利用区分		き(1 面に	時(1 面に
		つき)	つき)
占 用	一般・ <u>高校生</u>	<u>510 円</u>	<u>2,930 円</u>
	<u>中学生</u> 以下・高齢	<u>250 円</u>	<u>1,460 円</u>
利用	者・障がい者		
個 人	一般・ <u>高校生</u>	<u>150 円</u>	
	<u>中学生</u> 以下・高齢	<u>100 円</u>	
	者		
利用	障がい者	<u>70 円</u>	

備考 略

(イ) 西棟ミーティングルーム

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占 用	一般	<u>290 円</u>

利用	営利宣伝を目的とした 場合	<u>450 円</u>
----	------------------	--------------

備考 略

1～4 略

5 西庭球場会議室及び東庭球場会議室

の利用料金は、テニスコートを4面以上占有利用する場合は徴収しない。

(13) こどもスポーツ広場(フットボール練習場)利用料金の基準額

時間区分		1時間につき
利用区分		
占有利用	一般・高校生	<u>1,670 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>840 円</u>
個人利用	一般・高校生	<u>330 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>170 円</u>

備考 略

(14) 松江市総合体育館の利用料金の基準額

(ア) メインアリーナ、サブアリーナ、会議室、選手控室、多目的ルーム、トレーニングルーム及び売店コーナー

時間区分		占有利用料金の基準額	個人利用料金の基準額
利用区分		略	略
メインアリーナ	略		略
	アマチュアスポーツ以外の	略	

利用	営利宣伝を目的とした 場合	<u>360 円</u>
----	------------------	--------------

備考 略

1～4 略

5 西棟ミーティングルーム

の利用料金は、テニスコートを4面以上占有利用する場合は徴収しない。

(13) こどもスポーツ広場(フットボール練習場)利用料金の基準額

時間区分		1時間につき
利用区分		
占有利用	一般・高校生	<u>1,340 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>670 円</u>
個人利用	一般・高校生	<u>260 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>130 円</u>

備考 略

(14) 松江市総合体育館の利用料金の基準額

(ア) メインアリーナ、サブアリーナ、会議室、選手控室、多目的ルーム、トレーニングルーム及び売店コーナー

時間区分		占有利用料金の基準額	個人利用料金の基準額
利用区分		略	略
メインアリーナ	略		略
	アマチュアスポーツ以外の	略	

	<u>催物</u>	
サブアリーナ	略	
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	略
略		

備考

- 略
- 床面積の2分の1又は3分の1を区分して利用する場合は、催物の種別により定める当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算をした額をいう。以下同じ。）の2分の1又は3分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3～8 略
- (イ) 略

(15) 松江市北庭球場利用料金の基準額

時間区分		1面1時間につき
利用区分		
占用利用	一般	略
	<u>高校生</u> 以下・高齢者・障がい者	略

備考 略

(16) 松江市北公園多目的広場利用料金の基準額

時間区分	占用利用料金の基準額	略
	略	

	<u>催しもの</u>	
サブアリーナ	略	
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	略
略		

備考

- 略
- 床面積の2分の1又は3分の1を区分して利用する場合は、催しものの種別により定める当該利用料金の基準額（土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算をした額をいう。以下同じ。）の2分の1又は3分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3～8 略
- (イ) 略

(15) 松江市北庭球場利用料金の基準額

時間区分		1面1時間につき
利用区分		
占用利用	一般・ <u>高校生</u>	略
	<u>中学生</u> 以下・高齢者・障がい者	略

備考 略

(16) 松江市北公園多目的広場利用料金の基準額

時間区分	占用利用料金の基準額	略
	略	

利用区分	
略	
アマチュア スポーツ以 外の <u>催物</u>	略

備考 略

(17) 松江市馬潟体育館利用料金の基準額

(ア) 体育館

利用区分	時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
占用利用	一般・高校生	<u>750円</u>	<u>1,110円</u>	<u>890円</u>
	中学生以下・ 高齢者・障がい者	<u>380円</u>	<u>560円</u>	<u>450円</u>
	アマチュアス ポーツ以外の <u>催物</u>	<u>5,630円</u>	<u>8,330円</u>	<u>6,680円</u>
個人利用	一般・高齢者	1時間につき <u>130円</u>		
	高校生以下・ 障がい者	1時間につき <u>70円</u>		

備考 略

(イ) 会議室・談話室・和室

利用区分		時間区分	1時間につき
会議室	占用利用	一般	<u>540円</u>
		営利宣伝を目的とした場合	<u>670円</u>

利用区分	
略	
アマチュア スポーツ以 外の <u>催しもの</u>	略

備考 略

(17) 松江市馬潟体育館利用料金の基準額

(ア) 体育館

利用区分	時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
占用利用	一般・高校生	<u>570円</u>	<u>850円</u>	<u>680円</u>
	中学生以下・ 高齢者・障がい者	<u>280円</u>	<u>420円</u>	<u>330円</u>
	アマチュアス ポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>4,270円</u>	<u>6,410円</u>	<u>5,130円</u>
個人利用	一般・高齢者	1時間につき <u>100円</u>		
	高校生以下・ 障がい者	1時間につき <u>50円</u>		

備考 略

(イ) 会議室・談話室・和室

利用区分		時間区分	1時間につき
会議室	占用利用	一般	<u>410円</u>
		営利宣伝を目的とした場合	<u>510円</u>

談話室	占用利用	一般	<u>540 円</u>
		営利宣伝を目的とした場合	<u>670 円</u>
和室	占用利用	一般	<u>540 円</u>
		営利宣伝を目的とした場合	<u>670 円</u>

備考 略

(18) 鹿島片句運動場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>260 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>130 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>780 円</u>

備考 略

(19) 鹿島総合体育館利用料金の基準額

(ア) メインアリーナ及びサブアリーナ

時間区分		9 時から	19 時から	19 時から外
利用区分		19 時(1 時間)につき	22 時(1 時間)につき	22 時(1 時間)から外(1 時間)につき
占用利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料徴収なし	入場料徴収なし	入場料徴収なし
	一般・高校生	<u>3,270 円</u>	<u>4,910 円</u>	<u>3,920 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>1,640 円</u>	<u>2,460 円</u>	<u>1,960 円</u>

談話室	占用利用	一般	<u>410 円</u>
		営利宣伝を目的とした場合	<u>510 円</u>
和室	占用利用	一般	<u>410 円</u>
		営利宣伝を目的とした場合	<u>510 円</u>

備考 略

(18) 鹿島片句運動場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>200 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>100 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>610 円</u>

備考 略

(19) 鹿島総合体育館利用料金の基準額

(ア) メインアリーナ及びサブアリーナ

時間区分		9 時から	19 時から	19 時から外
利用区分		19 時(1 時間)につき	22 時(1 時間)につき	22 時(1 時間)から外(1 時間)につき
占用利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料徴収なし	入場料徴収なし	入場料徴収なし
	一般・高校生	<u>2,720 円</u>	<u>4,090 円</u>	<u>3,260 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>1,360 円</u>	<u>2,040 円</u>	<u>1,620 円</u>

ナ	入場料を徴収する場合		16,3	24,5	19,6
			50 円	50 円	00 円
	アマチュアスポーツ以外の催物	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	24,5	36,8	29,4
		一般・高校生	30 円	30 円	00 円
		中学生			
		以下・高齢者・障がい者	12,2	18,4	14,7
			70 円	20 円	00 円
		営 利 宣 伝 を 目 的 と し た 場 合	42,5	63,8	50,9
			10 円	30 円	60 円
	入場料を徴収する場合		49,0	73,6	58,8
サ	入場料を徴収する場合		50 円	50 円	00 円
	アマチュアスポーツ以外の催物	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	1,30	1,95	1,56
		一般・高校生	0 円	0 円	0 円
		中学生	650	980	780
		以下・高齢者・障がい者	円	円	円
		入場料を徴収する場合	6,50	9,75	7,80
			0 円	0 円	0 円
	アマチュアスポーツ以外の催物	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	9,75	14,6	11,7
		一般・高校生	0 円	30 円	00 円
		中学生	4,88	7,32	5,85
ナ	入場料を徴収する場合		0 円	0 円	0 円
	アマチュアスポーツ以外の催物	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	0 円	0 円	0 円
		一般・高校生			
		中学生			
		以下・高齢者・障がい者			
		入場料を徴収する場合			
	アマチュアスポーツ以外の催物	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合			
		一般・高校生			
		中学生			

ナ	入場料を徴収する場合		13,6	20,4	16,3
			40 円	70 円	70 円
	アマチュアスポーツ以外の催物	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	20,4	30,7	24,5
		一般・高校生	70 円	00 円	60 円
		中学生			
		以下・高齢者・障がい者	10,2	15,3	12,2
			30 円	40 円	80 円
		営 利 宣 伝 を 目 的 と し た 場 合	35,4	53,2	42,5
			80 円	20 円	70 円
	入場料を徴収する場合		40,9	61,4	49,1
サ	入場料を徴収する場合		40 円	10 円	30 円
	アマチュアスポーツ以外の催物	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	1,08	1,62	1,30
		一般・高校生	0 円	0 円	0 円
		中学生	530	810	650
		以下・高齢者・障がい者	円	円	円
		入場料を徴収する場合	5,44	8,16	6,53
			0 円	0 円	0 円
	アマチュアスポーツ以外の催物	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	8,16	12,2	9,8
		一般・高校生	0 円	50 円	00 円
		中学生	4,08	6,12	4,89
ナ	入場料を徴収する場合		0 円	0 円	0 円
	アマチュアスポーツ以外の催物	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	0 円	0 円	0 円
		一般・高校生			
		中学生			
		以下・高齢者・障がい者			
		入場料を徴収する場合			
	アマチュアスポーツ以外の催物	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合			
		一般・高校生			
		中学生			

			がい者			
			営 利 宣	<u>16,9</u>	<u>25,3</u>	<u>20,2</u>
			伝 を 目	<u>00 円</u>	<u>50 円</u>	<u>80</u>
			的 と し			円
			た 場 合			
		入場料を徴収す		<u>19,5</u>	<u>29,2</u>	<u>23,4</u>
		る 場 合		<u>00 円</u>	<u>50 円</u>	<u>00</u>
						円
個	メ イ ン ア リ ー	一 般 ・ 高				<u>120 円</u>
人	ナ ・ サ ブ ア リ ー	齢 者				
利	ナ (1 人 1 時 間 に	高 校 生				<u>60 円</u>
用	つき)	以 下 ・ 障				
		がい者				
	ランニングコー	一 般 ・ 高				<u>120 円</u>
	ス (1 人 1 回 に つ	齢 者				
	き) メ イ ン ア リ	高 校 生				<u>60 円</u>
	ー ナ が 大 会 利 用	以 下 ・ 障				
	等 さ れ て い な い	がい者				
	場 合 に 限 る。					

備考 略

(イ) 会議室及び控室

時間区分		1 時間につき
利用区分		
会 議 室	占	アマチュアスポーツ
	用	
	利	一般会議
	用	営利宣伝を目的とし た場合
控 室	占	アマチュアスポーツ
	用	
	利	一般会議
	用	営利宣伝を目的とし た場合

			がい者			
			営 利 宣	<u>14,1</u>	<u>21,2</u>	<u>16,9</u>
			伝 を 目	<u>60 円</u>	<u>40 円</u>	<u>90</u>
			的 と し			円
			た 場 合			
		入場料を徴収す		<u>16,3</u>	<u>24,5</u>	<u>19,6</u>
		る 場 合		<u>40 円</u>	<u>10 円</u>	<u>10</u>
						円
個	メ イ ン ア リ ー	一 般 ・ 高				<u>100 円</u>
人	ナ ・ サ ブ ア リ ー	齢 者				
利	ナ (1 人 1 時 間 に	高 校 生				<u>50 円</u>
用	つき)	以 下 ・ 障				
		がい者				
	ランニングコー	一 般 ・ 高				<u>100 円</u>
	ス (1 人 1 回 に つ	齢 者				
	き) メ イ ン ア リ	高 校 生				<u>50 円</u>
	ー ナ が 大 会 利 用	以 下 ・ 障				
	等 さ れ て い な い	がい者				
	場 合 に 限 る。					

備考 略

(イ) 会議室及び控室

時間区分		1 時間につき
利用区分		
会 議 室	占	アマチュアスポーツ
	用	
	利	一般会議
	用	営利宣伝を目的とし た場合
控 室	占	アマチュアスポーツ
	用	
	利	一般会議
	用	営利宣伝を目的とし た場合

備考 略

(ウ) 多目的ルーム及びトレーニング室

利用区分		基準額
多目的ルーム	占用利用(1時間につき)	<u>920 円</u>
トレーニング室	占用利用(1時間につき、右記記載の金額に加え、利用人数に応じた個人利用料金)	<u>920 円</u>
個人利用(1人1回につき)	一般	<u>520 円</u>
	高齢者	<u>420 円</u>
	高校生以下・障がい者	<u>260 円</u>

備考 略

(エ) 温水プール

区分	個人利用の基準額(1人1回につき)	占用利用の基準額(1時間1コースにつき)
一般	<u>660 円</u>	<u>6,600 円</u>
小学生・中学生・高校生・高齢者・障がい者	<u>330 円</u>	<u>3,300 円</u>
幼児	<u>170 円</u>	<u>1,650 円</u>

備考 略

(オ) プール教室

区分		利用料金の基準額
年会費		<u>2,640 円</u>
フリーコース	中学生以下	月額 <u>6,060 円</u>
	一般	月額 <u>7,380 円</u>
強化コース	中学生以下	月額 <u>7,920 円</u>

備考 略

(ウ) 多目的ルーム及びトレーニング室

利用区分		基準額
多目的ルーム	占用利用(1時間につき)	<u>760 円</u>
トレーニング室	占用利用(1時間につき、右記記載の金額に加え、利用人数に応じた個人利用料金)	<u>760 円</u>
個人利用(1人1回につき)	一般	<u>430 円</u>
	高齢者	<u>350 円</u>
	高校生以下・障がい者	<u>210 円</u>

備考 略

(エ) 温水プール

区分	個人利用の基準額(1人1回につき)	占用利用の基準額(1時間1コースにつき)
一般	<u>550 円</u>	<u>5,500 円</u>
小学生・中学生・高校生・高齢者・障がい者	<u>270 円</u>	<u>2,750 円</u>
幼児	<u>130 円</u>	<u>1,320 円</u>

備考 略

(オ) プール教室

区分		利用料金の基準額
年会費		<u>2,200 円</u>
フリーコース	中学生以下	月額 <u>5,050 円</u>
	一般	月額 <u>6,150 円</u>
強化コース	中学生以下	月額 <u>6,600 円</u>

	一般	月額 <u>9,240 円</u>
--	----	-------------------

(カ) 多目的広場

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>820 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>410 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>2,460 円</u>

備考 略

(20) 鹿島武道館利用料金の基準額

時間区分		5 時から 19 時 (1 時間につき)	19 時から 22 時 (1 時間につき)	時間外 (1 時間につき)
利用区分				
占用利用	一般・高校生	<u>1,160 円</u>	<u>1,750 円</u>	<u>1,380 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>580 円</u>	<u>880 円</u>	<u>690 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>8,700 円</u>	<u>13,130 円</u>	<u>10,350 円</u>
個人利用	一般・高齢者	1 時間につき <u>130 円</u>		
	高校生以下・障がい者	1 時間につき <u>70 円</u>		

	一般	月額 <u>7,700 円</u>
--	----	-------------------

備考 特別な教室の利用料金の基準額は、規則で定める。

(カ) 多目的広場

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>630 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>310 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>1,890 円</u>

備考 略

(20) 鹿島武道館利用料金の基準額

時間区分		5 時から 19 時 (1 時間につき)	19 時から 22 時 (1 時間につき)	時間外 (1 時間につき)
利用区分				
占用利用	一般・高校生	<u>890 円</u>	<u>1,340 円</u>	<u>1,060 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>440 円</u>	<u>670 円</u>	<u>520 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>6,720 円</u>	<u>10,080 円</u>	<u>8,060 円</u>
個人利用	一般・高齢者	1 時間につき <u>100 円</u>		
	高校生以下・障がい者	1 時間につき <u>50 円</u>		

		者			
備考 略					
(21) 略					
(22) 鹿島御津地区体育館利用料金の基準額					
利用区分		時間区分	8 時から 19 時 (1 時間につき)	19 時 から 22 時 (1 時間につき)	時間外 (1 時間につき)
		一般・高校生	820 円	1,230 円	980 円
体育館利用	中学生以下・高齢者・障がい者	410 円	620 円	490 円	
	アマチュアスポーツ以外の催物	6,150 円	9,230 円	7,350 円	
卓球場利用	一般・高校生	260 円	390 円	320 円	
	中学生以下・高齢者・障がい者	130 円	200 円	160 円	
	アマチュアスポーツ以外の催物	1,950 円	2,930 円	2,400 円	
	個人者	一般・高齢者	1 時間につき 130 円		

者				
備考 略				
(21) 略				
(22) 鹿島御津地区体育館利用料金の基準額				
利用区分		時間区分	8 時から 19 時 か	時間外
		19 時 (1 時間につき)	ら 22 時 (1 時間につき)	(1 時間につき)
体育館利用	一般・高校生	<u>630 円</u>	<u>940 円</u>	<u>750 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>310 円</u>	<u>460 円</u>	<u>370 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	<u>4,730 円</u>	<u>7,090 円</u>	<u>5,680 円</u>
卓球場利用	一般・高校生	<u>200 円</u>	<u>300 円</u>	<u>240 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>100 円</u>	<u>150 円</u>	<u>120 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	<u>1,520 円</u>	<u>2,290 円</u>	<u>1,830 円</u>
個人者	一般・高齢者	1 時間につき <u>100 円</u>		

利用	高校生以下・障がい者	1時間につき <u>70円</u>
----	------------	-------------------

備考 略

(23) 島根総合公園運動広場利用料金の基準額

時間区分		1時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>980円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>490円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>2,940円</u>

備考 略

(24) 島根体育館利用料金の基準額

時間区分		9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
利用区分				
大占 体用 育利 室用	一般・高校生	<u>980円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,160円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>490円</u>	<u>740円</u>	<u>580円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>7,350円</u>	<u>11,030円</u>	<u>8,700円</u>
	—			
小占 体用	一般・高校生	<u>240円</u>	<u>360円</u>	<u>280円</u>

利用	高校生以下・障がい者	1時間につき <u>50円</u>
----	------------	-------------------

備考 略

(23) 島根総合公園運動広場利用料金の基準額

時間区分		1時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>750円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>370円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>2,260円</u>

備考 略

(24) 島根体育館利用料金の基準額

時間区分		9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
利用区分				
大占 体用 育利 室用	一般・高校生	<u>750円</u>	<u>1,130円</u>	<u>890円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>370円</u>	<u>560円</u>	<u>440円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>5,650円</u>	<u>8,470円</u>	<u>6,780円</u>
	—			
小占 体用	一般・高校生	<u>180円</u>	<u>270円</u>	<u>210円</u>

育利 室用	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>120 円</u>	<u>180 円</u>	<u>140 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>1,800 円</u>	<u>2,700 円</u>	<u>2,100 円</u>
個人利用	一般・高齢者	1 時間につき <u>130 円</u>		
	高校生以下・障がい者	1 時間につき <u>70 円</u>		

備考 略

(25) 島根スポーツ広場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>980 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>490 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>2,940 円</u>

備考 略

(26) 略

(27) 宍道総合公園多目的広場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>1,500 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>750 円</u>

育利 室用	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>90 円</u>	<u>130 円</u>	<u>100 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>1,370 円</u>	<u>2,050 円</u>	<u>1,650 円</u>
個人利用	一般・高齢者	1 時間につき <u>100 円</u>		
	高校生以下・障がい者	1 時間につき <u>50 円</u>		

備考 略

(25) 島根スポーツ広場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>750 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>370 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>2,260 円</u>

備考 略

(26) 略

(27) 宍道総合公園多目的広場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>1,150 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>570 円</u>

	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>4,500 円</u>
--	------------------------	----------------

備考 略

(28) 宍道総合公園テニスコート利用料金の基準額

時間区分		1 面 1 時間につき
利用区分		
占 用	一般	<u>510 円</u>
	高校生以下・高齢者・障がい者	<u>260 円</u>

備考 略

(29) 宍道総合公園少年広場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>500 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>250 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>1,500 円</u>

備考 略

(30) 宍道総合公園野球場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>2,320 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>1,160 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>6,960 円</u>

備考 略

	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>3,450 円</u>
--	--------------------------	----------------

備考 略

(28) 宍道総合公園テニスコート利用料金の基準額

時間区分		1 面 1 時間につき
利用区分		
占 用	一般・ <u>高校生</u>	<u>420 円</u>
	<u>中学生</u> 以下・高齢者・障がい者	<u>210 円</u>

備考 略

(29) 宍道総合公園少年広場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>380 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>190 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>1,160 円</u>

備考 略

(30) 宍道総合公園野球場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>1,930 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>960 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>5,800 円</u>

備考 略

(31) 宍道体育センター利用料金の基準額

時間区分 利用区分		9時から 19時 (1時間 につき)	19時から 22時 (1時間 につき)	時間外 (1時間 につき)
占有 利用	一般・高校 生	<u>730 円</u>	<u>1,080 円</u>	<u>880 円</u>
	中学生以 下・高齢 者・障がい 者	<u>370 円</u>	<u>540 円</u>	<u>440 円</u>
	アマチュア スポーツ以 外の <u>催物</u>	<u>5,480 円</u>	<u>8,100 円</u>	<u>6,600 円</u>
個人 利用	一般・高齢 者	1時間につき <u>130 円</u>		
	高校生以 下・障がい 者	1時間につき <u>70 円</u>		

備考 略

(32) 宍道武道館利用料金の基準額

時間区分 利用区分		9時から 19時 (1時間 につき)	19時から 22時 (1時間 につき)	時間外 (1時間 につき)
占有 利用	一般・高校 生	<u>520 円</u>	<u>800 円</u>	<u>630 円</u>
	中学生以 下・高齢 者・障がい	<u>260 円</u>	<u>400 円</u>	<u>320 円</u>

(31) 宍道体育センター利用料金の基準額

時間区分 利用区分		9時から 19時 (1時間 につき)	19時から 22時 (1時間 につき)	時間外 (1時間 につき)
占有 利用	一般・高校 生	<u>560 円</u>	<u>830 円</u>	<u>670 円</u>
	中学生以 下・高齢 者・障がい 者	<u>270 円</u>	<u>410 円</u>	<u>330 円</u>
	アマチュア スポーツ以 外の <u>催しも の</u>	<u>4,190 円</u>	<u>6,290 円</u>	<u>5,040 円</u>
個人 利用	一般・高齢 者	1時間につき <u>100 円</u>		
	高校生以 下・障がい 者	1時間につき <u>50 円</u>		

備考 略

(32) 宍道武道館利用料金の基準額

時間区分 利用区分		9時から 19時 (1時間 につき)	19時から 22時 (1時間 につき)	時間外 (1時間 につき)
占有 利用	一般・高校 生	<u>400 円</u>	<u>610 円</u>	<u>480 円</u>
	中学生以 下・高齢 者・障がい	<u>200 円</u>	<u>300 円</u>	<u>240 円</u>

	者			
	アマチュア	3,900 円	6,000 円	4,730 円
	スポーツ以 外の催物			
	—			
個	一般・高齢	1 時間につき <u>130 円</u>		
人	者			
利	高 校 生 以	1 時間につき <u>70 円</u>		
用	下・障がい			
者	者			

備考 略

(33) 松江市宍道 B&G 海洋センター利用
料金の基準額

(ア)・(イ) 略

(ウ) プール教室

略

(エ) 略

(34) 八束体育館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	8 時 30 分 から 19 時 (1 時 間 に つ き)	19 時 か ら 22 時 (1 時 間 に つき)	時間外 (1 時間 につき)
大	占	一般・高校	<u>1,230 円</u>	<u>1,840 円</u>	<u>1,470 円</u>
体	用	生			
育	利	中 学 生 以	<u>620 円</u>	<u>920 円</u>	<u>740 円</u>
室	用	下・高 齢			
		者・障がい			
		者			

	者			
	アマチュア	3,050 円	4,580 円	3,660 円
	スポーツ以 外の催しも の			
個	一般・高齢	1 時間につき <u>100 円</u>		
人	者			
利	高 校 生 以	1 時間につき <u>50 円</u>		
用	下・障がい			
者	者			

備考 略

(33) 松江市宍道 B&G 海洋センター利用
料金の基準額

(ア)・(イ) 略

(ウ) プール教室

略

備考 特別な教室利用の基準額は、規則で
定める。

(エ) 略

(34) 八束体育館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	8 時 30 分 から 19 時 (1 時 間 に つ き)	19 時 か ら 22 時 (1 時 間 に つき)	時間外 (1 時間 につき)
大	占	一般・高校	<u>940 円</u>	<u>1,410 円</u>	<u>1,130 円</u>
体	用	生			
育	利	中 学 生 以	<u>460 円</u>	<u>700 円</u>	<u>560 円</u>
室	用	下・高 齢			
		者・障がい			
		者			

		アマチュア スポーツ以 外の催物	9,230 円	13,800 円	11,030 円
小占	一般・高校		600 円	910 円	730 円
体用	中学生以 下・高齢 者・障がい 者		300 円	460 円	370 円
育利	アマチュア スポーツ以 外の催物		4,500 円	6,830 円	5,480 円
室用					
個人	一般・高齢者	1 時間につき	130 円		
利用	高校生以下・障がい者	1 時間につき	70 円		

備考 略

(35) 八束テニスコート利用料金の基準額

時間区分		1 面 1 時間につき
利用区分		
占有	一般	510 円
利用	高校生以下・高齢者・障がい者	260 円

備考 略

(36) 八束総合運動場利用料金の基準額
(ア) 野球場

時間区分		1 時間につき
利用区分		

		アマチュア スポーツ以 外の催しもの	7,090 円	10,650 円	8,520 円
小占	一般・高校		460 円	700 円	560 円
体用	中学生以 下・高齢 者・障がい 者		230 円	340 円	270 円
育利	アマチュア スポーツ以 外の催しもの		3,510 円	5,260 円	4,210 円
室用					
個人	一般・高齢者	1 時間につき	100 円		
利用	高校生以下・障がい者	1 時間につき	50 円		

備考 略

(35) 八束テニスコート利用料金の基準額

時間区分		1 面 1 時間につき
利用区分		
占有	一般・高校生	420 円
利用	中学生以下・高齢者・障がい者	210 円

備考 略

(36) 八束総合運動場利用料金の基準額
(ア) 野球場

時間区分		1 時間につき
利用区分		

占用利用	一般・高校生	<u>1,540 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>770 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>4,620 円</u>

備考 略

(イ) 多目的広場

時間区分1 時間につき		利用区分
占用利用	一般・高校生	<u>550 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>280 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>1,650 円</u>

備考 略

(37) 美保関総合運動公園多目的運動場利用料金の基準額

時間区分1 時間につき		利用区分
占用利用	一般・高校生	<u>820 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>410 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>2,460 円</u>

備考 略

(38) 美保関総合運動公園野球場利用料金の基準額

時間区分1 時間につき		利用区分
占用利用	一般・高校生	<u>1,540 円</u>
	中学生以下・高齢	<u>770 円</u>

占用利用	一般・高校生	<u>1,180 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>590 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>3,540 円</u>

備考 略

(イ) 多目的広場

時間区分1 時間につき		利用区分
占用利用	一般・高校生	<u>420 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>210 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>1,280 円</u>

備考 略

(37) 美保関総合運動公園多目的運動場利用料金の基準額

時間区分1 時間につき		利用区分
占用利用	一般・高校生	<u>630 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>310 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>1,890 円</u>

備考 略

(38) 美保関総合運動公園野球場利用料金の基準額

時間区分1 時間につき		利用区分
占用利用	一般・高校生	<u>1,180 円</u>
	中学生以下・高齢	<u>590 円</u>

	者・障がい者	
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>4,620 円</u>

備考 略

(39) 美保関総合運動公園多目的広場利用
料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>1,540 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>770 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>4,620 円</u>

備考 略

(40) 美保関総合運動公園テニスコート利用
料金の基準額
(ア) テニスコート

時間区分		1 面 1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般	<u>510 円</u>
	<u>高校生</u> 以下・高齢者・障がい者	<u>260 円</u>

備考 略

(イ) ミーティングルーム

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般	<u>240 円</u>
	営利宣伝を目的とした場合	<u>300 円</u>

備考 略

(41) 美保関体育館利用料金の基準額

	者・障がい者	
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>3,540 円</u>

備考 略

(39) 美保関総合運動公園多目的広場利用
料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・高校生	<u>1,180 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>590 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>3,540 円</u>

備考 略

(40) 美保関総合運動公園テニスコート利用
料金の基準額
(ア) テニスコート

時間区分		1 面 1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般・ <u>高校生</u>	<u>420 円</u>
	<u>中学生</u> 以下・高齢者・障がい者	<u>210 円</u>

備考 略

(イ) ミーティングルーム

時間区分		1 時間につき
利用区分		
占用利用	一般	<u>200 円</u>
	営利宣伝を目的とした場合	<u>250 円</u>

備考 略

(41) 美保関体育館利用料金の基準額

時間区分 利用区分		9時から 19時 (1時間 につき)	19時から 22時 (1時間 につき)	時間外 (1時間に つき)
占有利用	一般・高校生	<u>1,080 円</u>	<u>1,630 円</u>	<u>1,290 円</u>
	中学生以下・ 高齢者・障がい者	<u>540 円</u>	<u>820 円</u>	<u>650 円</u>
	アマチュアス ポーツ以外の 催物	<u>8,100 円</u>	<u>12,230 円</u>	<u>9,680 円</u>
個人利用	一般・高齢者	1時間につき <u>130 円</u>		
	高校生以下・ 障がい者	1時間につき <u>70 円</u>		

備考 略

(42) 玉湯野球場利用料金の基準額

(ア) 野球場

時間区分 利用区分		1時間につき
占有利用	一般・高校生	<u>1,540 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>770 円</u>
	アマチュアス ポーツ以外の 催物	<u>4,620 円</u>

備考 略

(イ) 練習用グラウンド

時間区分 利用区分		1時間につき
占有利用	一般・高校生	<u>680 円</u>
	中学生以下・高齢者	<u>340 円</u>

時間区分 利用区分		9時から 19時 (1時間 につき)	19時から 22時 (1時間 につき)	時間外 (1時間に つき)
占有利用	一般・高校生	<u>830 円</u>	<u>1,250 円</u>	<u>990 円</u>
	中学生以下・ 高齢者・障がい者	<u>410 円</u>	<u>620 円</u>	<u>490 円</u>
	アマチュアス ポーツ以外の 催しもの	<u>6,260 円</u>	<u>9,390 円</u>	<u>7,510 円</u>
個人利用	一般・高齢者	1時間につき <u>100 円</u>		
	高校生以下・ 障がい者	1時間につき <u>50 円</u>		

備考 略

(42) 玉湯野球場利用料金の基準額

(ア) 野球場

時間区分 利用区分		1時間につき
占有利用	一般・高校生	<u>1,180 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者	<u>590 円</u>
	アマチュアス ポーツ以外の 催しもの	<u>3,540 円</u>

備考 略

(イ) 練習用グラウンド

時間区分 利用区分		1時間につき
占有利用	一般・高校生	<u>520 円</u>
	中学生以下・高齢者	<u>260 円</u>

	者・障がい者	
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>	<u>2,040 円</u>

備考 略

(43) 玉湯体育館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
		利用区分			
占有利用	一般・高校生		<u>1,080 円</u>	<u>1,630 円</u>	<u>1,290 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者		<u>540 円</u>	<u>820 円</u>	<u>650 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>		<u>8,100 円</u>	<u>12,230 円</u>	<u>9,680 円</u>
個人利用	一般・高齢者	1時間につき	<u>130 円</u>		
	高校生以下・障がい者	1時間につき	<u>70 円</u>		

備考 略

(44) 略

(45) 空口公園多目的広場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1時間につき
		利用区分	
占有利用	一般・高校生		<u>560 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者		<u>280 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>		<u>1,680 円</u>

	者・障がい者	
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>	<u>1,580 円</u>

備考 略

(43) 玉湯体育館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
		利用区分			
占有利用	一般・高校生		<u>830 円</u>	<u>1,250 円</u>	<u>990 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者		<u>410 円</u>	<u>620 円</u>	<u>490 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>		<u>6,260 円</u>	<u>9,390 円</u>	<u>7,510 円</u>
個人利用	一般・高齢者	1時間につき	<u>100 円</u>		
	高校生以下・障がい者	1時間につき	<u>50 円</u>		

備考 略

(44) 略

(45) 空口公園多目的広場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1時間につき
		利用区分	
占有利用	一般・高校生		<u>430 円</u>
	中学生以下・高齢者・障がい者		<u>210 円</u>
	アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>		<u>1,310 円</u>

備考 略

(46) 東出雲体育館利用料金の基準額

(ア) 大体育室、小体育室、柔道場

利用区分		時間区分	9時から 19時(1 時間につ つき)	19時か ら22時 (1時間 につき)	時間外(1 時間につ き)
大 体 育 室	占	一般・高校	<u>2,220 円</u>	<u>3,340 円</u>	<u>2,670 円</u>
	用	生			
	利	中学生以	<u>1,110 円</u>	<u>1,670 円</u>	<u>1,340 円</u>
	用	下・高齢 者・障がい 者			
小 体 育 室	占	一般・高校	<u>880 円</u>	<u>1,320 円</u>	<u>1,050 円</u>
	用	生			
	利	中学生以	<u>440 円</u>	<u>660 円</u>	<u>530 円</u>
	用	下・高齢 者・障がい 者			
柔 道 場	占	一般・高校	<u>360 円</u>	<u>540 円</u>	<u>440 円</u>
	用	生			
	利	中学生以	<u>180 円</u>	<u>270 円</u>	<u>220 円</u>
	用	下・高齢			
		アマチュア スポーツ以 外の <u>催物</u> —	<u>16,650 円</u>	<u>25,050 円</u>	<u>20,030 円</u>

備考 略

(46) 東出雲体育館利用料金の基準額

(ア) 大体育室、小体育室、柔道場

利用区分		時間区分	9時から 19時(1 時間につ つき)	19時か ら22時 (1時間 につき)	時間外(1 時間につ き)
大 体 育 室	占	一般・高校	<u>1,850 円</u>	<u>2,780 円</u>	<u>2,220 円</u>
	用	生			
	利	中学生以	<u>920 円</u>	<u>1,380 円</u>	<u>1,110 円</u>
	用	下・高齢 者・障がい 者			
小 体 育 室	占	一般・高校	<u>730 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>870 円</u>
	用	生			
	利	中学生以	<u>360 円</u>	<u>550 円</u>	<u>430 円</u>
	用	下・高齢 者・障がい 者			
柔 道 場	占	一般・高校	<u>300 円</u>	<u>450 円</u>	<u>360 円</u>
	用	生			
	利	中学生以	<u>150 円</u>	<u>220 円</u>	<u>180 円</u>
	用	下・高齢			
		アマチュア スポーツ以 外の <u>催しも の</u>	<u>13,900 円</u>	<u>20,840 円</u>	<u>16,680 円</u>

	者・障がい者			
	アマチュアスポーツ以外の催物	2,700 円	4,050 円	3,300 円
個人利用者	一般・高齢者	1 時間につき <u>120 円</u>		
個人利用者	高校生以下・障がい者	1 時間につき <u>60 円</u>		

備考 略

(イ) 研修室及び多目的室

時間区分		1 時間につき
利用区分	研 修 室	一般 <u>300 円</u>
	室	営利宣伝を目的とした場合 <u>380 円</u>
多 目 的 室	占用利用	一般 <u>320 円</u>
	室	営利宣伝を目的とした場合 <u>390 円</u>

備考 略

(47) 略

(48) 東出雲中央公園野球場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分	占 用 利 用	一般・高校生 <u>2,440 円</u>
	用	中学生以下・高齢者・障がい者 <u>1,220 円</u>
	利	
	用	アマチュアスポーツ <u>7,320 円</u>

	者・障がい者			
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	2,290 円	3,430 円	2,750 円
個人利用者	一般・高齢者	1 時間につき <u>100 円</u>		
個人利用者	高校生以下・障がい者	1 時間につき <u>50 円</u>		

備考 略

(イ) 研修室及び多目的室

時間区分		1 時間につき
利用区分	研 修 室	一般 <u>250 円</u>
	室	営利宣伝を目的とした場合 <u>310 円</u>
多 目 的 室	占用利用	一般 <u>260 円</u>
	室	営利宣伝を目的とした場合 <u>320 円</u>

備考 略

(47) 略

(48) 東出雲中央公園野球場利用料金の基準額

時間区分		1 時間につき
利用区分	占 用 利 用	一般・高校生 <u>2,030 円</u>
	用	中学生以下・高齢者・障がい者 <u>1,010 円</u>
	利	
	用	アマチュアスポーツ <u>6,110 円</u>

以外の <u>催物</u>		
備考 略		
(49) 東出雲中央公園多目的グラウンド利用料金の基準額		
時間区分		1 時間につき
利用区分	占用利用	一般・高校生
		<u>1,290 円</u>
		中学生以下・高齢者・障がい者
		<u>650 円</u>
		アマチュアスポーツ以外の <u>催物</u>
		<u>3,870 円</u>
備考 略		
(50) 東出雲中央公園テニスコート利用料金の基準額		
時間区分		1 面 1 時間につき
利用区分	占 用	一般
		<u>510 円</u>
	利用	<u>高校生</u> 以下・高齢者・障がい者
		<u>260 円</u>
備考 略		

以外の <u>催しもの</u>		
備考 略		
(49) 東出雲中央公園多目的グラウンド利用料金の基準額		
時間区分		1 時間につき
利用区分	占用利用	一般・高校生
		<u>990 円</u>
		中学生以下・高齢者・障がい者
		<u>490 円</u>
		アマチュアスポーツ以外の <u>催しもの</u>
		<u>2,990 円</u>
備考 略		
(50) 東出雲中央公園テニスコート利用料金の基準額		
時間区分		1 面 1 時間につき
利用区分	占 用	一般・ <u>高校生</u>
		<u>420 円</u>
	利用	<u>中学生</u> 以下・高齢者・障がい者
		<u>210 円</u>
備考 略		

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。